

平成 23 年 10 月 28 日

貸金業者各位

日本貸金業協会
コンプライアンス部
Tel 03-5739-3014

震災特例の延長について

東日本大震災の発生を受けて定められた下記震災特例（平成 23 年 4 月 28 日公布・施行「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」）は、本年 10 月 31 日までの時限措置であったところ、平成 24 年 3 月 31 日まで延長されました（平成 23 年 10 月 28 日公布・施行「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」）ので、お知らせいたします。

記

【震災特例（概要）】

- 1 総量規制の例外とされている「社会通念上緊急に必要と認められる費用」の借入手続等の弾力化
- 2 総量規制の例外とされている個人事業主の借入手続の弾力化
- 3 総量規制の例外とされている配偶者の年収と合算して年収を算出する場合の借入手続の弾力化
- 4 極度額方式によるキャッシング（総量規制の枠内貸付け）の借入手続の弾力化

※ 詳細は、金融庁ホームページでご確認ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20111028-1.html>

以上